

## 平成29年度 第5回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年7月20日(木) 10時00分から11時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	会長職務代理者	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	10 番委員	浪瀬 眞理子
11 番委員	横町 一		

4. 欠席委員 なし

5. 町執行部 町長 山田 恭輔

6. 議事日程

第1 議案第1号 会長の選出について

議案第2号 会長職務代理者(副会長)の選出について

議案第3号 議席について

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

## 9. 会議の概要

事務局	<p>ただいまより、平成29年度第5回の江北町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の江北町農業委員会総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、山田町長が招集しております。</p> <p>それでは、山田町長よりご挨拶をお願いします</p>
町長	<p>【町長挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、初の委員会ですので、各農業委員の皆様より自己紹介をお願いします。</p> <p>【各農業委員自己紹介】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからは、町長に座長をお願いします。</p>
町長	<p>まず、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき町長が初回の総会を召集することになっておりましたので私が招集させていただきました。</p> <p>会長が決定するまでの臨時議長であります。私が招集をいたしましたので会長の決定までは私の仕事ではないかと思ひ臨時議長を務めさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
町長	<p>異議なしの声がありましたので臨時議長を務めさせていただきます。</p>
臨時議長	<p>それでは議題に沿って進めたいと思います。まず、日程第1、議案第1号「会長の選出について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第5条第1項で、農業委員会に会長を置き、同条第2項で、会長は委員が互選したものをもって充てると規定されております。</p> <p>会長の互選は「立候補」を募り多数の場合は「投票」により決定することになっています。また、候補者が一人の場合は全委員の同意が必要です。</p> <p>選挙の事務につきましては、「江北町農業委員会選挙事務規定」に基づき執行いたします。</p> <p>以上でございます。</p>

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。  
それではさっそく、立候補を募ります。会長に立候補を表明されるかたはご起立願います。

藤瀬委員、大串委員の2名の方が立候補を表明されました。  
会長に立候補の所信を述べていただきます。  
ます。藤瀬委員お願いします。

(藤瀬委員 所信)

臨時議長

続きまして、大串委員お願いします。

(大串委員 所信)

臨時議長

所信をお聞きしましたので早速「投票」に入りたいと思います。  
  
事務局、投票用紙、投票箱を準備してください。  
投票所はこの部屋の後ろの隅に用意しています、記載所は後席の後ろの机を利用します。

準備が整いました。  
投票箱の点検をお願いします。

それでは、上小田地区から順次投票をお願いします。

(投票終了)

臨時議長

投票漏れはありませんか。  
これをもって投票箱を閉鎖します。  
事務局、投票箱を前へ持ってきてください。  
  
投票が終わりましたので開票に入ります。  
  
開票には3名以上の立会人とともに投票を点検することになっています。  
立会人についてはこちらから指名いたします。  
まず、大字上小田、下小田、地区から古賀委員、大字山口、八町地区から横町委員、大字惣領分、佐留志地区から北原委員を指名します。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

臨時議長

それでは三名様投票の点検を行いますので前にお願ひします。

これより投票の点検をお願ひします。

(投票の点検)

臨時議長

選挙結果の報告をします。

・出席委員数13名、投票総数13票、有効投票数13票、無効投票数0票、得票者及び得票数、藤瀬委員5票、大串委員8票により大串委員が江北町農業委員会の会長に決定しました。

これをもちまして、議案第1号「会長の選出について」を終了しました。

それでは、新会長が決定しましたので、私は退席いたします。大串会長よろしくお願ひします。

(町長 退席)

(休憩)

事務局

それでは、議事を再開いたします。

新会長が選出されましたので、ご挨拶をおねがいします。

会長

【会長挨拶】

事務局

ありがとうございました。それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事は大串会長にお願いいたします。

議長

それでは日程第1、議案第2号「会長職務代理者(副会長)の選出について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項で、会長が欠けたときは、委員が互選した者が、その職務を代理すると規定されております。互選の方法につきましては、江北町農業委員会規定第3条により「あらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理する」となっております。よって、会長選出と同じ方法で決

事務局 定することになります。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。それではさっそく、立候補を募ります。会長の職務代理者を表明される方はご起立願います。

(立候補者なし)

事務局 立候補者なしということですので、推薦または指名をお願いしたいと思いません。

古賀委員 前回、職務代理者を決定する際は、大字地区の代表で協議をして、会長が西部地区であれば副会長は東部地区の方のようにしていた経緯がありますので、今回もそのようにしてはどうでしょうか。

議長 古賀委員の意見を採用するのであれば私が西部地区ですので職務代理者を東部から決定するようになりますが、どうでしょうか。

事務局 議長が言われましたようになると、佐留志、惣領分地区から職務代理者を協議して決定していただければと思います。

議長 事務局から説明がありましたけどどうでしょうか。

江頭委員 今、佐留志、惣領分地区からと意見がでておりますが、他の地区の委員の方のご意見もいただきたいですし、古賀委員、前は大字の代表で協議をしましたよね。

古賀委員 はい、前は大字地区の代表で別室にて協議を行い選出しております。

議長 今回も大字地区の代表で別室にて協議をしたいと思いません。

事務局 職務代理者については規定がありません。

北原委員 東部地区、西部地区をわけるというのにこだわらなくて適した方がおられればいいのではないのでしょうか。

事務局 それでは各大字地区より一名代表者を出していただき、研修室の準備をしておりますので、協議をしたいと思いません。

(別室にて協議)

事務局 先程、別室で協議を行いました。結果、満場一致で古賀委員に指名されたので報告をいたします。

議長 ありがとうございます。協議の結果は発表のとおりでございます。

それでは採決いたします。議案第2号について、古賀委員を職務代理者（副会長）に決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 賛成多数ですので、議案第2号につきましては、新職務代理者（副会長）に古賀委員が決定いたしました。

議長 続きまして、日程第1、議案第3号「議席について」事務局より説明をお願いします。

事務局 江北町農業委員会会議規則第5条で、委員の議席はあらかじめくじで定めると規定されております。

こちらにくじを準備しています。くじ引きの手順は、予備のくじ引きで、くじ引き順を決定し次にくじを引いた番号が議席順とします。

議長 ただいまの事務局からの説明のとおり、くじにより議席順を決定します。皆様よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

議長 異議なしということですので、くじにて抽選することに決定いたしました。抽選の順番を決めるために、「予備のくじ」を行うこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声あり)

議長 議長一任ということですが、私の方で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

議長

異議なしということですので、「予備抽選」にて抽選の順番を決定し、その後議席の抽選をいたします。事務局の方よろしく願いたします。

(1番の席より抽選開始)

事務局

それでは、議席の抽選結果を報告させていただきます。

1番委員(井上 高)      2番委員(江頭幸典)      3番委員(澁谷喜壽)  
4番委員(岸川満子)      5番委員(山中康一)      6番委員(武富直樹)  
7番委員(北原靖章)      8番委員(藤瀬 宏)      9番委員(岸川正基)  
10番委員(浪瀬真理子) 11番委員(横町 一) となっております。

後程、名簿をお渡ししたいと思います。

議長

それでは、第3号議案については、ただいまのくじによる抽選結果のとおりで決定いたしました。

これをもちまして、江北町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

11:00 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会      会      長      .....

(議事録署名委員)      5番委員      .....

6番委員      .....

(会議書記)      事務局職員      .....

